その他

### LRT沿線における屋外広告物の規制・誘導について

# ◎ 趣旨

先行整備されるJR宇都宮駅東側のLRT沿線における屋外広告物規制について、今後の規制 誘導の方向性と進め方について報告するもの

# 1 目的

新たな景観が創出されるLRTの沿線においては、整備に伴い自家用外の屋外広告物(野立広告物等)掲出の新たな需要が想定されることから、LRTが走る美しい景観、車窓からの美しい眺望を保全・創出するため、LRT沿線の屋外広告物の規制・誘導方策について検討する。

# 2 LRT沿線の自家用外広告物の課題と規制誘導の考え方(案) ・・・別紙

	規制の現状	LRT沿線の広告物	想定される課題	
		の掲出状況		
市街化区域	第2種許可地域	国道4号線より東側	沿線への広告物の掲出	特に、停留場
	第3種許可地域	やゆいの杜に数件掲	により沿道景観への阻	周辺や交差点
		出されている。	害が考えられる。	付近において
市街化調整区域	第1種許可地域	新設軌道であるため	高架区間が多くを占	新たな広告物
	沿道型許可地域	掲出はないが平石地	め、広告物が掲出され	の掲出が想定
		区内の向田線沿いな	ることにより、眺望や	される。
		どに掲出がみられ	田園風景が阻害される	
		る。	可能性が大きい。	



### 【規制誘導の考え方】

全国初の新設軌道であるLRTにふさわしい魅力ある景観を保全・創出し、次代に継承していくためには、基本的に広告物は掲出されないことが望ましいため、LRT沿線の広告物の規制・誘導を図る。

## 3 既に許可を受けている広告物の経過措置

条例改正前に許可を受けている屋外広告物については,経過措置を設ける ⇒・許可期間が最大3年間のため,改正条例施行から3年間は表示できることとする。

# 4 今後の取り組み

関係団体へのヒアリングや景観審議会において意見を伺いながら,規制・誘導方策を検討する。

第1種 10㎡以内

沿道型

20㎡以内 第2種 30㎡以内 第3種 40㎡以内

